

倉吉市認知症高齢者等事前登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症である高齢者その他の疾病等により認知機能が低下した状態にある者（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明となった場合に、当該認知症高齢者等の特定に必要な情報を活用することにより、当該認知症高齢者等を早期に発見し、その生命及び身体の保護を図るため、当該情報を事前に登録する制度（以下「事前登録制度」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事前登録制度の実施主体は、倉吉市とする。

(登録対象者)

第3条 事前登録制度による登録の対象となる者は、市内に居住している認知症高齢者等とする。

(申込み及び登録)

第4条 前条の登録（以下単に「登録」という。）を希望する認知症高齢者等又はその家族は、市長に対し、倉吉市認知症高齢者等事前登録申込書（様式第1号。以下この条において「申込書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、登録をすることを決定したときは、前項の規定による申込みをした者（以下「申込者」という。）に対し倉吉市認知症高齢者等事前登録制度登録決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するとともに、当該申込書の写しを倉吉警察署長に送付するものとする。

3 市長は、登録をしないことを決定したときは、申込者に対し、倉吉市認知症高齢者等事前登録制度登録不決定通知書（様式第3号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4 第2項の規定により送付された申込書の写しに記載された情報（当該情報のうち次条第1項の規定により変更の届出があった事項については、同条第2項の規定により送付された届出書の写しに記載された情報）は、倉吉警察署長が当該申込書の写しに係る認知症高齢者等について行方不明者届（行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第6条第1項に規定する行方不明者届をいう。次項において同じ。）を受理した場合において、当該認知症高齢者等に係る行方不明者発見活動（同規則第1条に規定する行方不明者発見活動をいう。）に利用されるものとする。

5 倉吉警察署長は、第2項の規定により送付を受けた申込書の写しに係る認知症高齢者等について行方不明者届を受理したときは、その旨を市長に通知するものとする。

(登録情報の変更)

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた申込者（以下「登録申込者」という。）は、当該登録に係る情報（以下「登録情報」という。）に変更が生じたときは、速やかに、倉吉市認知症高齢者等事前登録変更届出書（別紙様式第4号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、登録情報を変更するとともに、同項の届出書の写しを倉吉警察署長に送付するものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録申込者は、登録の取消しを受けようとするときは、倉吉市認知症高齢者等事前登録取消届出書（様式第4号）によりその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、認知症高齢者等の転出、死亡その他の理由により登録の必要がなくなつたと認めるときは、当該認知症高齢者等に係る登録を取り消すことができる。

4 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、倉吉警察署長に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(登録情報の外部提供)

第7条 市長は、第4条第5項の規定による通知を受けたときには、必要に応じ、当該通知のあった認知症高齢者等に係る登録情報を、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、社会福祉協議会、自治公民館、民生委員、サービス提供事業所その他の関係機関に提供することができる。

2 市長は、前項の規定により登録情報を提供するに当たっては、あらかじめ、当該認知症高齢者等又はその家族の同意を得なければならない。

(登録情報の取扱い)

第8条 市長は、倉吉市個人情報保護条例(平成17年倉吉市条例第8号)に定めるところにより、登録情報を適正に取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事前登録制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

倉吉市認知症高齢者等事前登録申込書

(宛先)

倉吉市長

倉吉市認知症高齢者等事前登録制度による登録を受けたいので、次のとおり申し込みます。

申込日 年 月 日

申込者氏名	⑨	本人との続柄	
住所			
連絡先			

【登録者情報】登録No. _____ (GPS 有・無、反射シール 有・無)

本人の状況	ふりがな				男 女	上半身正面の写真を貼ってください。	
	氏名	旧姓 ()					
	生年月日	年 月 日	年齢	歳			
	住所	倉吉市					
	電話番号				【写真撮影日 年 月頃】		
	特徴	身長:	cm	体重:	kg		
		体型:	太め・普通・やせ気味	眼鏡:	有・無		
		その他 (歩行状態、よく出かける場所、持ち歩くもの等)					
	病名・症状等						
	特記事項	対応に注意して欲しいこと、保護時に注意して欲しいこと等					
居宅介護支援事業所情報	担当ケアマネジャー	事業所名	電話番号				
緊急連絡先①	氏名:	(続柄:)	電話番号 (日中)	(夜間)			
緊急連絡先②	氏名:	(続柄:)	電話番号 (日中)	(夜間)			
本人の実家	住所		車両情報	番号			
				車種			
				色			

裏面も御記入ください

(情報提供等に係る同意欄)

倉吉市認知症高齢者等事前登録制度申込みに当たり、市が申請書記載の個人情報を収集すること及びこの申込書の写しを倉吉警察署長に送付されることに同意します。

また、本人が行方不明となった場合に、この申込書に記載された情報を、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター、社会福祉協議会、自治公民館、民生委員、サービス提供事業所その他の関係機関に提供されることに同意します。

同意者 申込者 Ⓜ

本 人 Ⓜ

(本人の同意が困難な場合：本人の同席 有 無)

※同意者が署名された場合は、押印を省略することができます。

全身の写真を貼ってください。

年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市認知症高齢者等事前登録制度登録決定通知書

年 月 日付で登録申込のあった件については、下記のとおり登録を決定しましたので、倉吉市認知症高齢者等事前登録制度実施要綱第4条の規定により通知します。

記

- 1 登録決定日 年 月 日
- 2 登録内容 申込書に記載のとおり
- 3 その他 登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り消したい場合は、「倉吉市認知症高齢者等事前登録変更届出書（様式第4号）」を提出してください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市認知症高齢者等事前登録制度登録不決定通知書

年 月 日付で登録申込のあった件については、下記のとおり不決定としましたので、倉吉市認知症高齢者等事前登録制度実施要綱第4条の規定により通知します。

記

- 1 登録不決定日 年 月 日
- 2 不決定理由 ○○のため

様式第4号（第5条、第6条関係）

倉吉市認知症高齢者等事前登録変更届出書（取消申込書）

(宛先)

倉吉市長

倉吉市認知症高齢者等事前登録制度による登録につきまして、次のとおり届け出ます(申し出ます)。

届出（申出）日 年 月 日

届出者（申出者）氏名	本人との続柄
住 所	
連 絡 先	
<input type="checkbox"/> 登録情報に変更が生じた。 <input type="checkbox"/> 登録の取消しを受けたい。→理由（ ）	

登録情報に変更が生じた場合は、次の表の変更された項目を御記入ください。

※欄は、変更・取消しのいずれの場合も御記入ください。

※【登録者情報】登録No.		(GPS 有・無、反射シール 有・無)			
本人の状況	※ふりがな	男 女	上半身正面の写真を貼ってください。 【写真撮影日 年 月頃】		
	※氏名 旧姓（ ）				
	※生年月日	年 月 日		年齢	歳
	※住所	倉吉市			
	※電話番号				
	特徴	身長： cm		体重： kg	
		体型：太め・普通・やせ気味		眼鏡： 有 ・ 無	
		その他（歩行状態、よく出かける場所、持ち歩くもの等）			
	病名・症状等				
	特記事項	対応に注意してほしいこと、保護時に注意してほしいこと等			
居宅介護支援事業所情報	担当ケアマネジャー	事業所名	電話番号		
緊急連絡先①	氏名： (続柄：)	電話番号（日中）	（夜間）		
緊急連絡先②	氏名： (続柄：)	電話番号（日中）	（夜間）		
本人の実家	住 所	車両情報	番 号		
			車 種		
			色		